



2024年5月13日

各位

会社名 株式会社ヤマダホールディングス  
代表者名 代表取締役会長兼社長 CEO 山田 昇  
(コード番号 9831 東証プライム)  
問合せ先 統合経営企画室 室長 長野 毅  
(TEL. 0570-078-181)

### (訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2024年4月15日に開示いたしました適時開示書類「定款一部変更に関するお知らせ」につきまして、定款の内容変更に関する誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には網掛けを付して表示しております。

#### 記

#### 1. 訂正理由

記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。

#### 2. 訂正箇所

「第22条」および変更案の「第32条」

#### 【訂正前】

現行定款	変更案
<p>(前省略)</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜新設＞</p> <p>② 補欠または増員として選任された<u>取締役</u>の任期は、<u>在任取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>(中省略)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第35条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(後省略)</p>	<p>(前省略)</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ 補欠または増員として選任された<u>監査等委員である取締役</u>の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>(中省略)</p> <p>(監査等委員会の決議方法) 第32条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>決議に加わることができる監査等委員の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(後省略)</p>

【 訂正後 】

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(前省略)</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。     &lt; 新 設 &gt;</p> <p>② 補欠<u>または増員</u>として選任された<u>取締役</u>の任期は、<u>在任取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(中省略)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第35条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(後省略)</p>	<p style="text-align: center;">(前省略)</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(中省略)</p> <p>(監査等委員会の決議方法) 第32条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数</u>をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(後省略)</p>

以上